プロジェクト　パーシャルスピンオフの会計処理

項目　第 103 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 103 回企業結合専門委員会（2023 年 5 月 8 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

スピンオフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理について

2. 分割型の会社分割から議論を始めており、その観点から、完全子会社について子会社株式の分配を行った結果、「当該株式が子会社株式に該当しなくなる場合」について例外的な取扱いを行う対象とする案（以下「案②」という。）の方が理解しやすい。また、結果的に米国会計基準と整合性が取れるという点も含め、実務的な観点からも案②の方に利があると考える。

3. 連結財務諸表の処理を含めて考えた場合、案②の方が望ましいとする事務局提案に同意するが、その根拠をもう少し明確に示した方がよい。

4. 個別財務諸表の処理だけを考えた場合、税制と整合性が取れることや例外を必要以上に拡大しないという点を考慮すると、完全子会社について子会社株式の分配を行った結果、「当該株式が子会社株式及び関連会社株式に該当しなくなる場合」について例外的な取扱いを行う対象とする案（以下「案①」という。）の考え方の方が馴染みやすい。

5. 企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式適用指針」という。）第 10 項(2)のすべて分配する場合を例外的な取扱いとして、その例外を広げるという考え方に基づいて、会計処理をあまり複雑化させないレベルで実務に落とし込むことを想定すると、連結財務諸表の会計処理も含めてトータルで検討すべきと考える。

6. 案①及び案②の 2 つの案が示されたが、自己株式適用指針第 10 項(2)の例外的な取扱いを広げるということであれば、案①及び案②の前に、例えば 5%や 10%を残して配当する場合など別の選択肢も考えられるのではないか。

7. 自己株式適用指針第 10 項(2)の保有する子会社株式をすべて分配する場合については、基準本文の文言からは完全子会社に限定されないようにも読めるため、当該規定を改めて分析したうえで、完全子会社が対象であることを明確化してはどうか。

8. 自己株式適用指針第 10 項(2)の保有する子会社株式をすべて分配する場合については、自己株式適用指針の結論の背景から完全子会社を念頭に置いていると理解しているが、完全子会社に限定されないのであれば、今回の会計基準の開発の対象範囲を完全子会社に絞ることについて、もう少し考え方を整理する必要がある。

9. 一部の持分を残すスピンオフについて、保有していた金融商品である子会社株式の価値の一部が別の株式に「分かれて置き換わる」という考え方は理解できるものの、審議資料の記載からは、誰がどこの立場からみて「分かれて置き換わる」のかが必ずしも明らかではないため、表現の仕方は工夫した方がよい。

スピンオフ実施会社の連結財務諸表上の会計処理について

10. 支配を喪失する株式分配と支配を喪失しない株式分配とで会計処理を分ける事務局の提案に同意する。

11. 連結財務諸表上の会計処理を個別財務諸表上の会計処理と整合させ、生じた差額については資本取引として扱う考え方で理屈は通っていると考える。

12. 連結財務諸表上の会計処理を個別財務諸表上の会計処理と揃える考え方に同意する。個別財務諸表上の会計処理については例外的な取扱いのため理屈の説明が難しい部分はあるが、連結財務諸表上の会計処理の具体的な検討の中で、どういったスキームなのか、何を表している会計処理なのかを明らかにすることで、個別財務諸表上の会計処理も説明しやすくなると考える。

13. 連結財務諸表上の会計処理の検討においても、個別財務諸表上の会計処理での案①と案②のそれぞれを適用した場合の分析を加えてはどうか。

パーシャルスピンオフの会計処理全般について

14. 子会社が不動産等の資産のみを保有し事業を構成していない場合の当該子会社株式の分配の取扱いに関しては、他の領域に広がる可能性がある論点であり、どのような影響が出てくるか網羅的に想定して審議することは短期の対応を図ろうとする中で得策ではなく、今回の会計基準の開発においては取り扱わないこととする事務局の提案に同意する。

15. 株式分配と現物配当という用語を使用しているが、それぞれの使い分けが明らかではないため、用語の定義を明確にした方がよい。

以　上